

2 国際第 2 4 2 号

関税割当公表第 7 9 号の 3

令和 2 年度の雑豆の関税割当て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「雑豆」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 2 年 7 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品及び割当数量

ア えんどう及びそら豆 7, 1 0 0 トン

イ いんげん豆及びその他の豆 3, 6 0 0 トン

（小豆、えんどう及びそら豆を除く。）

2 通関期限 令和 3 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付穀物課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 令和 2 年 7 月 6 日（月）から同年 7 月 9 日（木）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 5 関税割当申請者の資格

令和 2 年度の雑豆の関税割当てについて（令和 2 年 3 月 11 日付け元国際第 1107 号関税割当公表第 79 号）第 5 の 1 の資格による割当てを受けており、令和 3 年 3 月 31 日までに当該割当数量の全量を通関することが確実である者

第 6 割当基準

申請者に対する割当数量は、豆ごとの申請数量に基づき、当該申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てるものとする。

第 7 提出書類等

関税割当申請書に添付すべき書類、関税割当証明書の発給、その他関係事項に関しては、令和 2 年度の雑豆の関税割当てについて（令和 2 年 3 月 11 日付け元国際第 1107 号関税割当公表第 79 号）による。